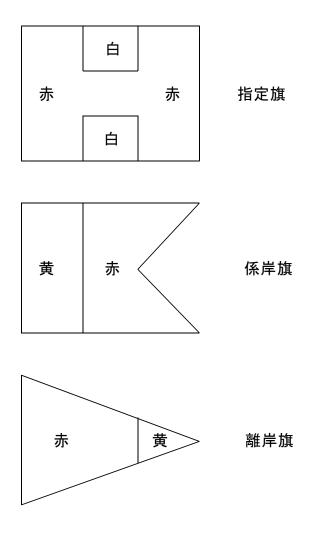
#### 係留施設の使用に関する私設信号

最終改正:平成25年5月10日

- 1 係留施設の使用に関する指示(以下「指示」という。)に用いる私設信号(以下「指示信号」という。)及び船舶がそれに対する応答に用いる私設信号(以下「応答信号」という。)は、各港ごとに別表のとおりである。
- 2 前項の私設信号を発する場合には、別表において特別の信号方法の定めのあるものを除き、 信号旗として、指示旗、係岸旗及び離岸旗並びに国際信号旗を用いる。
- 1 前項の指示旗、係岸旗及び離岸旗は、国際信号旗に準ずる大きさとし、それらの様式は次のとおりとする。



#### 別表

- (1) 「指」、「係」及び「離」とあるのは、それぞれ第2項及び第3項の規定による指示旗、係岸旗及び離岸旗を示す。
- (2) 「A」、「B」、「C」……又は「1」、「2」、「3」……とあるのは、それぞれ国際信号旗の第〇代表旗、国際信号旗のA、B、C……又は国際信号旗の1、2、3……を示す。
- (3) 「回」、「〇代」とあるのは、それぞれ国際信号旗の回答旗、第〇代表旗を示す。
- (4) たとえば、「2代・A・1」とあるのは、上方より順次国際信号旗の第2代表旗、国際信号旗のA、国際信号旗の1の順序で掲げることを意味する。

## 1 千葉港

	指	示	応	答	信	号	備	考
信号	信	文	יטינ	Ē	16	ל	IVHI	75
白灯点灯	離岸船有り、出光興産千 て。	F葉製油所岸壁への係留待						号は、出 千葉製油
白灯点滅	出光興産千葉製油所岸壁	に係留せよ。					係留す 対し、	留施設に る船舶に 出光信号 いて発す

# 2 横須賀港

	指	示	応	· ケ	信	旦	備	考
信号	信	文	טת		16	7	1)#I	75
	東京電力横須賀火力発電 留せよ。 東京電力横須賀火力発電						京電力	号は、東 黄須賀火 所の係留
	留せよ。 東京電力横須賀火力発電						施設に作船舶に対	が留する 対し、東 黄須賀火
数字5の文字の点滅	留せよ。						カ発電が示板にな	所電光標 おいて発
	東京電力横須賀火力発電 留せよ。 東京電力横須賀火力発電 留せよ。						するも <i>0</i>	)

## 3 和歌山下津港

	指示	·応答信号	備考
信号	信    文		ин <i>1</i> 5
指・D・2	新日鐵住金LPG専用桟橋に係留せよ。	回·D·2	指示信号は、新
係 · A	新日鐵住金係船岸壁Aに係留せよ。	2代·A	日鐵住金和歌山
係•B	新日鐵住金係船岸壁Bに係留せよ。	2代•B	製鐵所の係留施
係・C	新日鐵住金係船岸壁Cに係留せよ。	2代・C	設に係留する船

係・D	新日鐵住金係船岸壁Dに係留せよ。	2代·D	舶に対し、和歌
係・E	新日鐵住金係船岸壁Eに係留せよ。	2代·E	山北港新日鐵住
係・F	新日鐵住金係船岸壁Fに係留せよ。	2代·F	金信号所におい
係・G	新日鐵住金係船岸壁Gに係留せよ。	2代·G	て発するもの
係· I	新日鐵住金第一内港に係留せよ。	2代・1	
係・J	新日鐵住金第二内港に係留せよ。	2代·J	
赤色閃光灯(連続閃	大型船舶の入出航あり。		
光)			
赤灯	総トン数1,000トン以上の入出航船があるこ		指示信号は、新
	ا کے ا		日鐵住金和歌山
青灯	注意して航行すること。		製鐵所第二内港
			の係留施設に係
			留する船舶に対
			し、和歌山北港
			新日鐵住金信号
			柱において発す
			るもの

## 4 姫路港

	指示	·応答信号	備考
信号	信    文	応答  信号	加 右
下向きの矢印の記号	夢前岸壁1に係留せよ。	2代・1	指示信号は、新
及び数字1の文字の			日鐵住金広畑製
交互点滅			鐵所の係留施設
			及び広畑岸壁に
順次に下向きの矢印	夢前全天候岸壁1Uに係留せよ。	2代·1·U	係留する船舶に
の記号、数字1の文			対し、新日鐵住
字及びUの文字の点			金広畑信号所電
滅			光標示板におい
			て発するもの
下向きの矢印の記号	夢前岸壁2に係留せよ。	2代・2	指示信号の次に
及び数字2の文字の			E、W、N又は
交互点滅			Sの文字を標示
下向きの矢印の記号	鴨田岸壁3に係留せよ。	2代・3	した場合は、「指
及び数字3の文字の			定する係留場所
交互点滅			において船首を
下向きの矢印の記号	鴨田岸壁4に係留せよ。	2代・4	東方、西方、北
及び数字4の文字の			方又は南方に向
交互点滅			けて係留せよ。」
下向きの矢印の記号	鴨田岸壁5に係留せよ。	2代・5	という信文を表

及び数字5の文字の			す。
交互点滅			
下向きの矢印の記号	鴨田岸壁6に係留せよ。	2代・6	
及び数字6の文字の			
交互点滅			
下向きの矢印の記号	鴨田岸壁7に係留せよ。	2代・7	
及び数字7の文字の			
交互点滅			
下向きの矢印の記号	中央岸壁9に係留せよ。	2代・9	
及び数字9の文字の			
交互点滅			
順次に下向きの矢印	鶴田岸壁10に係留せよ。	2代・1・0	
の記号、数字1の文			
字及び数字0の文字			
の点滅			
順次に下向きの矢印	鶴田岸壁11に係留せよ。	2代・1・1	
の記号、数字1の文			
字及び数字1の文字			
の点滅			
順次に下向きの矢印	原料岸壁18に係留せよ。	2代・1・8	
の記号、数字1の文			
字及び数字8の文字			
の点滅			
順次に下向きの矢印	輸出岸壁A1に係留せよ。	2代・1・9	
の記号、数字1の文			
字及び数字9の文字			
の点滅			
順次に下向きの矢印	輸出岸壁A2に係留せよ。	2代・2・0	
の記号、数字2の文			
字及び数字0の文字			
の点滅			
	広畑 1 号岸壁に係留せよ。	2代・K・1	
の記号、Kの文字及			
び数字1の文字の点			
滅			
	広畑3号岸壁に係留せよ。	2代·K·3	
の記号、Kの文字及			
び数字3の文字の点			
滅			
上向きの矢印の記号	係留中の船舶が出港しようとしていること。		
の点灯			

#### 5 福山港

	指示		備考
信号	信    文		
指・O	港外にて指示を待て。	□ • O	指示信号は、J
係・A	原料岸壁Aバースに係留せよ。	2代·A	FEスチール西
係・B	原料岸壁Bバースに係留せよ。	2代·B	日本製鉄所の係
係・C	原料岸壁第2シュート積出バースに係留せよ。	2代·C	留施設に係留す
係・D	原料岸壁第1シュート積出バースに係留せよ。	2代·D	る船舶に対しJ
係・E	原料岸壁Eバースに係留せよ。	2代·E	FEスチール西
係•F	原料岸壁Fバースに係留せよ。	2代·F	日本製鉄所船舶
係・G	原料岸壁Gバースに係留せよ。	2代·G	信号所において
係・H	原料岸壁Hバースに係留せよ。	2代·H	発するもの
係· I	JFEケミカルIバースに係留せよ。	2代· I	
係•J	JFEケミカルJバースに係留せよ。	2代·J	
係・K	原料岸壁ドバースに係留せよ。	2代·K	
係・L	原料岸壁レバースに係留せよ。	2代·L	
係・M	原料岸壁Mバースに係留せよ。	2代·M	
係・N	南岸壁バラス積出バースに係留せよ。	2代·N	
係・P	製品岸壁Pバースに係留せよ。	2代·P	
係・R	製品岸壁雨天荷役バースに係留せよ。	2代·R	
係・S	原料岸壁スクラップバースに係留せよ。	2代·S	
係・T	南岸壁待機バースに係留せよ。	2代·T	
係・U	製品岸壁第1輸出バースに係留せよ。	2代•U	
係・∨	製品岸壁第2輸出バースに係留せよ。	2代·V	
係・W	製品岸壁第3輸出バースに係留せよ。	2代·W	
係・X	南岸壁第4輸出バースに係留せよ。	2代·X	
係・Y	南岸壁第5輸出バースに係留せよ。	2代·Y	
係·1	製品岸壁第1号クレーン下に係留せよ。	2代・1	
係・2	製品岸壁第2号クレーン下に係留せよ。	2代・2	
係・3	製品岸壁第3号クレーン下に係留せよ。	2代・3	
係・4	製品岸壁第4号クレーン下に係留せよ。	2代・4	
係·5	製品岸壁第5号クレーン下に係留せよ。	2代・5	
係・6	製品岸壁第6号クレーン下に係留せよ。	2代・6	
係・7	製品岸壁第7号クレーン下に係留せよ。	2代・7	
係・8	製品岸壁第8号クレーン下に係留せよ。	2代・8	
係・1・0	製品岸壁第10号に係留せよ。	2代・1・0	
係・2・1	南岸壁第21号クレーン下に係留せよ。	2代・2・1	
係・2・2	南岸壁第22号に係留せよ。	2代・2・2	
係・2・3	南岸壁第23号に係留せよ。	2代・2・3	
黄色方形形象	物1個 大型入出港船あり		
(縦に黄灯1	個及び		( )は、夜間
緑灯1個)			の信号に使用す

赤色三角形形象物 1	原料岸壁および同泊地への入港待て。	るもの	
個 (縦に黄灯1個及			
び赤灯1個)			

## 6 唐津港

	指	示	応答信号	備考
信号	信	文		)#II
係·K	九電桟橋に係留せよ。			指示信号は、発言をは、、発言をは、、発言をは、、発言をは、発言をは、発言をは、を発言をは、といい、は、といい、は、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、の

## 7 三池港

	信		文		答	<i>1</i> =		備	考
信号	클			応	台	信	号	1)用 	45
緑灯赤灯		出入渠 <b>可</b> 。 出入渠待て。						ック内 設に係 舶に対 港水門	号の留し信発する。